

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法」の 概要と今後の自治体の対策

総務省消防庁防災課

房総半島の東方沖から青森県沖までの日本海溝、さらに択捉島東方沖にかけての千島海溝までの太平洋岸の広い範囲にわたる日本海溝・千島海溝周辺の地域で発生が予想される海溝型の大規模地震による被害の軽減を目指す「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「日本海溝・千島海溝法」、又は「法」という。）が今国会で成立し、4月2日に公布されました。

この法律は、一昨年に成立した「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「東南海・南海法」という。）と同様、議員立法によるものであり、特定の地方に対して近い将来に発生が予想される地震について、地震対策の推進を図ることを目的としています。

本稿では法律の概要はもとより、国や自治体の各計画作成や事業者等が作成する対策計画の指導等において留意すべき点について記述していきます。

1 対象となる地震の様相等

法律の対象となる地域は過去に海溝型地震が繰り返し発生している地域であり、多数の対象とする地震が考えられます。（図1）

対象となる地震等については、中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝型地震に関する専門調査会」（以下、「専門調査会」とする。）において検討されており、今後は「検討(対策の)対象とする地震(震源域)の特定」→「選定した震源モデルによる地震動・津波高の検討」→「被害想定の実施」→「地震の様相・被害想定に基づく対策の検討」が法施行の時期を目途に順に検討されていくことになります。

法律の施行については、公布後1年半以内とされており、平成17年の10月前には施行されることから、上記の検討もその期間を目途に実施されるものと予想されます。

専門調査会での現在の検討段階は、「検討(対策の)対象とする地震(震源域)の特定」について地震学の見地からの検討がすすめられている段階です。専門調査会はほぼ2ヶ月に1度程度の会合を重ねており、内容は関係都道府県にも公開(傍聴可)されているので、関係自治体においては

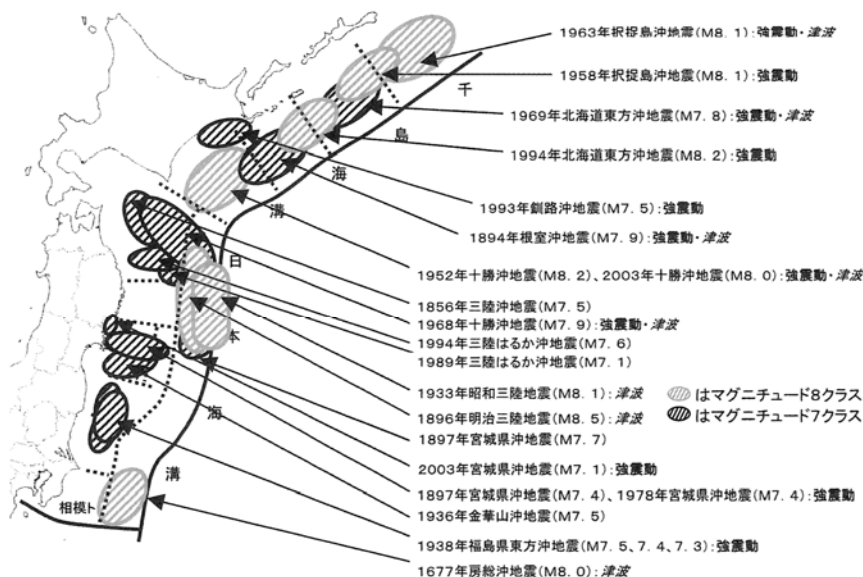


図1 対象とする日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震・津波

積極的に参加され、今後の対策の実施について必要な知識、情報の確保に努められることを希望します。

2 法律の概要と自治体の策定すべき計画

(1) 法律の概要

法律については、全12条からなっており第1条において「この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。」(下線、筆者)とされ、対策の基本が示されています。

以下に、行政として事務取扱が生ずる部分を中心に関係条文の説明を加えます。

第3条において、地震防災対策を推進する地域として内閣総理大臣が指定する「推進地域」が定義され、第5条では中央防災会議が決定する「基本計画」が定義されています。

さらに、第6条において自治体の策定すべき「推進計画」について、第7条、8条では推進地域内の「…地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者…」は「対策計画」を定めるべきこととされています。

実は、「日本海溝・千島海溝法」の各条文は、「東南海・南海法」と同様の構成となっているの

で、現時点では政令、関係省令等は示されていませんが、政策体系としては同様のものになると予想されます。

また、本法律で対象とする地震の様相も東南海・南海地震と同じ海溝型地震であることから地震対策としては「津波対策」が中心となります。今後、北海道、東北、関東地域の関係自治体で法律の施行に向けて、対策を検討する上では先行している「東南海・南海法」の運用、関連自治体の対応を参考にしていくことが有益です。

(2) 推進地域の指定の基準・手続き(法第3条関係)

東南海・南海法における推進地域指定に準じて、日本海溝・千島海溝法が運用されると仮定するならば、推進地域の指定は以下のような基準及び手続きによると考えられます。

推進地域の指定基準は「選定した震源モデルによる地震動・津波高の検討」により震度分布、津波高さ、津波到達時間が明らかとなった時点で①震度6弱以上が想定される地点、②津波高さ3m以上の地点を含む市町村を基準に、③防災行政の推進上一体性確保の観点を加えて、指定することとなります。

「東南海・南海法」では、市町村を単位として地域指定を実施しました。

地域指定の方法は地図を一定の感覚で升目(メッシュ)に区切り、①または②の条件を満たすメッシュを含む市町村を推進地域としました。

又、③の防災行政推進上の一体性については、消防本部が広域消防で一体となっている等の市町村について個々の状況を検討したうえで、地域指定を受けた市町村もありました。

手続きについては、地域指定に際し内閣総理大臣は「関係都道府県の意見を聴かなければならない。」としており、この場合において関係都道府県が意見を述べようとするときは「あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。」とされています。

これら協議については、当然ながら単純に書簡のやり取りで完了するものではなく関係都道府県と国側とのヒアリング、国から県、県から市町村への説明会という経過を経ることになります。

(3) 基本計画の策定に関する事務(法第5条関係)

基本計画は「推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定める。」とされており、対策推進の基本的方針、国・自治体の定める推進計画の内容、事業者の策定する対策計画の基本となるべき事項、その他重要な事項について定めることとされています。

先行している東南海・南海法では基本的方針として、津波防災体制の確立、広域防災体制の確立、計画的かつ早急な予防対策の推進が謳われており、その他、事務的に大きな影響のある内容として、「対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者の存する範囲」(町丁目単位で指定)が別表に規定されています。

この別表範囲内に存在する政令で指定する事業者(百貨店、劇場、病院、学校、鉄道事業者の営業所の管理者等)は、対策計画を策定して顧客、従業員、生徒等の津波からの避難について、避難

地、避難先、誘導体制、従業員への教育等について定めなくてはなりません。

基本計画は国が定めるものでありますが、防災対策を講ずべき者の存する範囲の確定時には直ちに関係事業者等への指導が必要となりますのでその内容については特に関心を持っていただく必要があります。

以下、図2の法律の構成概念図を参照してください。

(4) 推進計画の策定に関する事務(法第6条関係)

自治体の策定する推進計画は、地方防災会議の定める地域防災計画の修正で対応することとなります。修正前の地域防災計画の構成にもよりますが、震災対策編の中に想定される日本海溝・千島海溝周辺地震に対する対策を盛り込むことになります。

自治体ごとに対策が必要な地震が異なる場合が考えられますが、当該自治体で予想される最も大きな海溝型地震に対して備える形での修正となります。

(5) 対策計画の策定に関する事務(法第7条、8条関係)

推進地域内のさらに津波避難の必要な地域として町丁目単位で指定された範囲に存する事業者は対策計画を策定しなくてはなりません。

対策計画は、新たに作成し都道府県知事に提出することとなりますが、第8条の規程に基づき(いわゆる「みなし規程」により)消防計画、予防規程等の既存防災関係規定の修正、届出(津波避難に関する規定を追加)で足りる場合もあります。

対策計画の策定に関しては、法第7条第2項の規定により地域指定のあった日から6ヶ月以内(注)に策定することが義務付けられています。このため、関係事業者への周知、啓発のための作業として、広報資料の作成や、説明会の実施、消防機関への周知等の事務が短期間に集中することとなり、周知準備が必要となります。

(注:地域指定の日からの起算であり、対策計画を定める者の存する範囲が定められた日=基本計画の策定日ではないことに注意。)

特に行政側として留意すべき事項としては、関係する防災規定のほとんどが消防計画・予防規程・防災規程であり消防機関で取り扱うものであることから、消防機関における対象者の把握や策定指導が重要になることに加え、避難地・避難路の指定と事業者に対する周知が計画の前提となることから、避難地・避難路が未指定であるような市町村では、早々に地域防災計画において指定を行う必要があります。

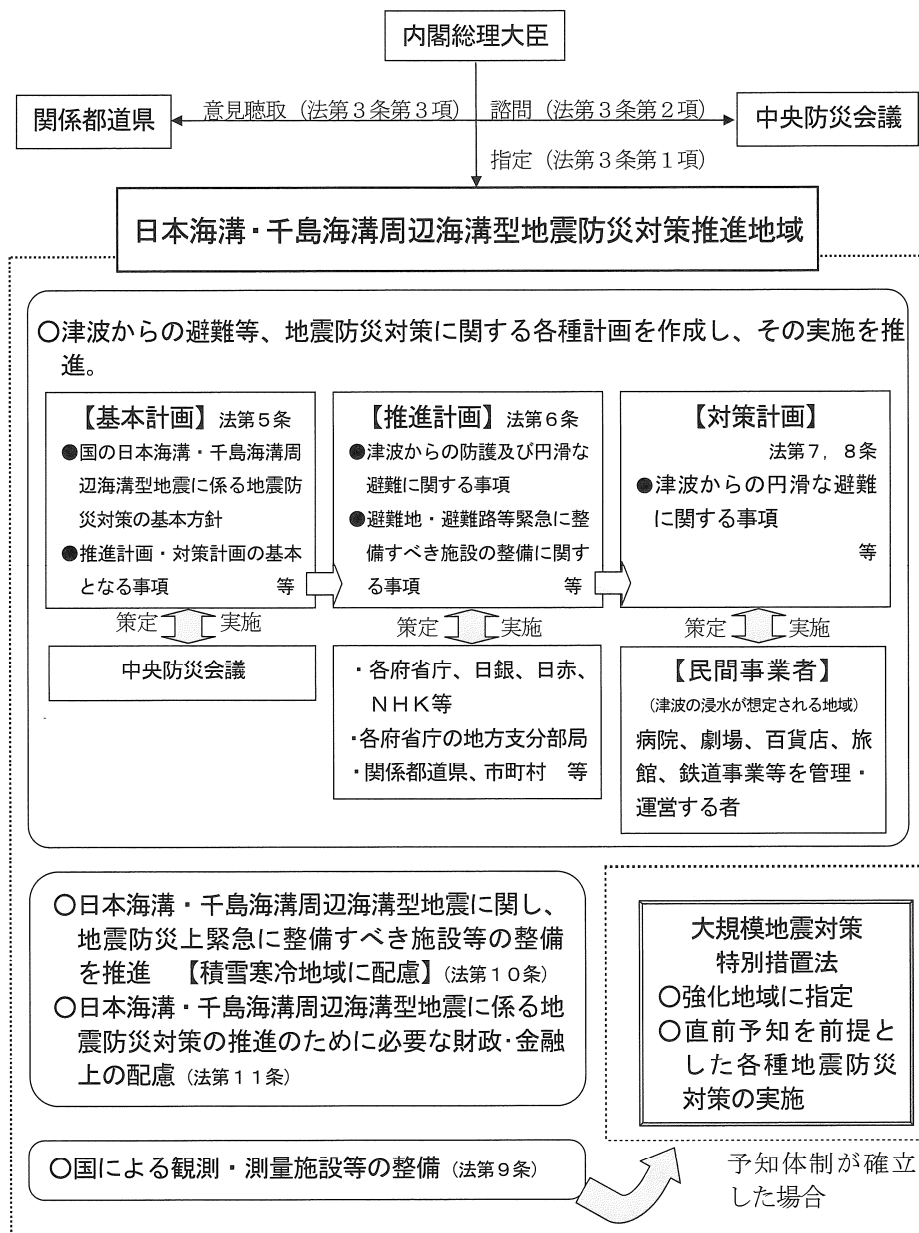


図2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法について

参考までに、東南海・南海法に基づく対策計画を作成すべき者の把握件数は16都府県で24,880件にのぼり、そのうち消防関係の計画・規定数は23,376件で全体の94%に上ります。

（消防庁16年4月調べ）

3 地震防災上緊急に整備すべき施設等と財政支援(法第 10 条、11 条関係)

法第 10 条では、推進地域において、地震防災上緊急に整備すべき施設等として避難地、避難路、消防用施設、その他の施設等の整備等に努めなければならないとしており推進地域における地震対策の推進に伴い必要な施設の計画的整備が求められています。

又、同条 2 項においては本法律と「東南海・南海法」を比較してもっとも特徴的なものとして前項の施設整備に関して、「交通、通信その他の積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮されなければならない。」とされています。

現時点では、施設整備に関してどのような配慮がされるのかは未定であり今後の議論が待たれるところです。

法第 11 条で「国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。」とされています。この財政支援については、地震防災対策特別措置法(以下、「地防法」という。)によるものとされており、地域指定後のしかるべき時期に同法に基づく地震防災緊急事業 5 ヶ年計画の変更協議等を経て、補助率の嵩上げによる地震防災対策を進めていくことになります。

但し、日本海溝・千島海溝法第 4 条において、将来「…観測及び測量のための施設等の整備が図られ、(中略)地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより…」、大規模地震対策特別措置法に定める「地震防災対策強化地域」に指定された場合は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、財特法という。)による財政支援を受けることが可能となります。

地防法と財特法における補助率の嵩上げ、起債措置等の制度比較については別表 1 のとおりです。

4 まとめ「地震対策のへの取り組み」

以上、法律に基づく事務の概要を述べてきましたが、自治体にとって地震対策は住民の生命財産を守るために最優先で取り組むべきものであり、法律に定めたものや補助事業だけでなく防災体制の整備や津波避難対策などは躊躇なく実施すべきものです。

まずは災害対策基本法により規定された首長の権限と責任を自覚し、首長を中心に、その活動をきちんと補佐できる組織、体制を構築していくことが必要となります。

地震防災への取り組みは、公共工事等と異なり、目に見える成果物が直ちに現れることは少ないが、地震発生時にはそれまでの取り組みにより被災者数に大きな差が出るものと承知して、信念を持った取り組みが必要です。

具体的には防災業務専任の組織、係を充実し、土木、教育、福祉・衛生等の各担当業務を横断的に調整、統括して各分野での取り組みを進めていくことが必要です。

表1 地震財特法と地震防災対策特別措置法の比較

	地震財特法			地震防災対策特別措置法		
作成者	都道府県知事 ※義務作成			都道府県知事 ※任意作成		
対象地域	地震防災対策強化地域 (8都県263市町村)			全国		
経緯	S55. 5 議員立法により制定 S60、H 2、H 7、H12 改正 (有効期限をH17. 3. 31まで延長)			H 7. 6 議員立法により制定 H13 改正 (有効期限をH18. 3. 31まで延長)		
計画期間 対象施設	S55年度～ H16年度 避難地 避難路 消防用施設 緊急輸送道路 緊急輸送関連港湾施設 緊急輸送関連漁港施設 公的医療機関 社会福祉施設 公立小中学校 海岸保全施設 河川管理施設 砂防設備 保安施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 ため池 通信施設 (全17施設)			H 8年度～ H17年度 避難地 避難路 消防用施設 消防活動に資する道路 緊急輸送道路 交通管制施設 ヘリポート 緊急輸送関連港湾施設 緊急輸送関連漁港施設 医療機関 社会福祉施設 公立小中学校 公立盲・ろう学校、養護学校 不特定多数の者が利用する公的建造物 海岸保全施設 河川管理施設 砂防設備 保安施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 ため池 地域防災拠点施設 防災行政無線施設・設備 ライフライン設備 備蓄倉庫 救護設備等 老朽住宅密集市街地対策 (全28施設)		
補助率の かさ上げ	対象施設	通常	特例	対象施設	通常	特例
	消防用施設	1/3	1/2	消防用施設	1/3	1/2
	社会福祉施設(木造改築)	1/2	2/3	社会福祉施設(木造改築)	1/2	2/3
	公立小中学校	1/3	1/2	公立小中学校(非木造補強)	1/3	1/2
	(危険改築、非木造補強)		又は 2/3			
				防災行政無線設備	1/3	1/2
				ライフライン設備	1/3	1/2
				備蓄倉庫	1/3	1/2
				救護設備等	1/3	1/2
地方債の 充 当	特例措置あり(地方財政法で定めない経費 についても充当可)			特例措置なし(法令の範囲内において特別 の配慮)		
地方交付 税の特例	有り(補助率の嵩上げ措置がなされる事業 について、元利償還費の一部を基準財政 需要額(事業費補正)算入)			無し		

従前の地震対策の指定地域、推進地域における市町村の取り組みでは人材の不足、ノウハウ不足が対策推進の課題として挙げられることが多いことから、首長、職員への研修機会の提供、首長の指導による全庁的な体制の構築が早急に求められます。

又、過去の災害履歴からして大きな被害が予想される津波対策については、最低でも年に一回の住民まで含めて実施する津波被難訓練や、避難地、避難路が未指定の地域の解消、「地域ごとの津波避難計画」の策定などの取り組みを推進することと、確実な警報伝達、避難勧告等の伝達に必要な防災行政無線等の施設整備も実施しなければなりません。

災害対策の拠点となる公共施設の耐震改修や一般住宅の耐震化推進といった取り組みも計画的にすすめる必要があります。

これら対策の推進に向けて、先進地域の取組状況等の情報収集、研究に努めていただきたいと思います。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 地震防災対策の推進に関する特別措置法

(目 的)

第1条 この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等)

第3条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前3項の規定は、内閣総理大臣が第1項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)

第4条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第1項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったときは、当該地域について前条第1項の規定による推進地域の指定の解除をするものとする。この場合においては、同条第5項中「前3項」とあるのは、「前項」とする。

(基本計画)

第5条 中央防災会議は、第3条第1項の規定による推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第9号に規定する防災業務計画、同条第10号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第1項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（第7条第1項又は第2項に規定する者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第34条第2項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

(推進計画)

第6条 第3条第1項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会又は災害対策基本法第2条第3号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第4号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第5号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第21条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

一 避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(対策計画)

第7条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第1項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第3条第1項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第1項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

4 対策計画は、当該施設又は事業についての日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第1項又は第2項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第1項又は第2項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めるときは、当該事項について定めた部分（次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画又は同法第14条の2第1項に規定する予防規程
- 二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項に規定する危害予防規程
- 三 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第26条第1項に規定する危害予防規程
- 四 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第30条第1項（同法第37条の7第3項、第37条の8及び

第37条の10において準用する場合を含む。)に規定する保安規程

五 電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第27条第1項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等災害防止法第18条第1項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(地震観測施設等の整備)

第9条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第10条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

2 積雪寒冷地域において前項の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮されなければならない。

(財政上の配慮等)

第11条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(政令への委任)

第12条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(消防組織法の一部改正)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第21号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」を「、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第3条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第4条第3項第14号の3の次に次の1号を加える。

14の4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)に基づく地震防災対策に関すること。